

# 単品スライド条項の改定

## 《現在の運用ルール》

- ・資材の「実際の購入価格」(受注者提出)と「購入した月の物価本の単価」を比較  
⇒安い方の単価をスライド価格として精算変更

## 《現在の課題・要望》

- ① 物価資料に物価高騰が反映されるのにタイムラグがある旨の指摘あり  
⇒スライド額に実際の購入金額を反映することが難しい
- ② 鋼橋上部工等では、資材調達の契約において購入価格等を漏洩しない旨が規定されており、購入価格が示せないとの問題提起あり
- ③ 単品スライドを工期末の1回だけではなく複数適用できるようにして欲しいと要望あり  
⇒維持工事で年度ごとに完済部分検査を行う場合、完済部分検査前の原材料の単価を精算できない



## 単品スライド通知（課長通知）の改定

- ① 購入価格が適当と示す証明書類(3者見積等)を提出した場合は、実際の購入価格の方が高くてもスライド額として算定することも可
- ② 鋼橋上部工について、実際の購入価格の証明書類を提出しがたい場合には、購入価格が分からなくても購入時期が証明できれば購入月の物価資料(実勢価格)のみでスライド額を算定することも可
- ③ 年度毎に完済部分検査を行う複数年に跨る維持工事の場合は、各年度末に単品スライド条項を適用することも可